

令和5年度退職予定者説明資料質問一覧

No.	担当班	該当頁	該当箇所	質問	回答
1	年金班	17	退職後の年金について	組合員が退職した時、被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）が60才未満の方の場合について 国民年金加入の際に喪失証明書を提出するよう市の担当課から求められていますがどのように申請しますか。	退職時には、「組合員異動報告書」の様式右上部分に「資格喪失証明希望」欄がありますので、そちらに☑（チェック）を入れていただければ、後日組合員の自宅宛に送付致します。
2	年金班	25	退職届書	これは普通退職の人も提出するのでしょうか。それとも定年退職者のみ提出するのでしょうか。	退職された職員は提出が必要です。普通退職の職員も提出します（2ページの表参照）。
3	給付福利班	43	被扶養者について	組合員が主たる扶養者でなくなった場合について 退職後、配偶者の収入が組合員の収入より多くなる場合、被扶養者として認められないので認定取り直し申請が必要です。	被扶養者として認められません。被扶養者認定取消申請が必要です。 ※任意継続を希望する場合は、任意継続資格取得申請時に、被扶養者取消確認書を添付し提出してください。
4	共済管理班	44	任意継続掛金について	2年目の任意継続掛け金の算定も退職時の標準報酬月額になりますか。	任意継続2年目の掛金を算定するための標準報酬月額は、初年度と同様に退職時の標準報酬月額となります。
5	給付福利班	57	組合員異動報告書	これは普通退職の人も提出するのでしょうか。それとも定年退職者のみ提出するのでしょうか。また、労働組合に加入していない又は途中で抜けた人も提出するのでしょうか。	退職する方は、全て提出が必要です。